

表 彰 規 程

(目 的)

第1条 この規程は、公益社団法人日野市シルバー人材センター（以下「センター」という。）の発展に寄与し、功労があったものへの表彰について必要な事項を定めることを目的とする。

(表彰の種類)

第2条 表彰は、次に該当するものに対して行う。

- (1) センターの会員として、センターの事業の発展に寄与し、顕著な功労があったと認められるもの。
- (2) センターの役員および各種委員会委員、地域班長を継続して2期以上在任したもののうち、退任したもの。
- (3) センター外の個人または団体で、センターの発展、会員の福祉などに寄与し、顕著な功労があったと認められるもの。
- (4) このほか、特に表彰に値する場合。

(表彰者の決定)

第3条 被表彰者は、推薦にもとづいて理事会が表彰の可否を決定する。推薦は会長または会員（3人以上の連名）が推薦事由および推薦理由を明示した文書を提出して行う。

(表彰の方法)

第4条 表彰は、表彰状または感謝状を授与して行い、記念品を贈呈する。

(表彰の時期)

第5条 表彰は、総会において行う。ただし、会長が認めたときは随時行うことができるものとする。

(委 任)

第6条 この規程の施行に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、昭和55年12月23日から施行し、昭和55年12月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成2年6月22日から施行し、平成2年7月2日から適用する。

附 則

この規程は、平成5年3月29日から施行し、平成5年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年1月1日から施行する。

会員表彰における顕著な功労に係る取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、表彰規程第2条第1号に規定する顕著な功労の取扱いについて定めることを目的とする。

(顕著な功労の条件)

第2条 顕著な功労とするものは、センターの定款及び諸規程等を遵守し、誠実に活動していることを前提に、次の各号に掲げる事項のいずれかを条件とする。

- (1) 長年にわたり健康に留意し、事故（傷害および損害賠償）を起こさずに就業を続けていること。
- (2) 新たなセンター事業に携わり、軌道に乗せることに尽力したこと。
- (3) 希望者の少ない就業に積極的に従事し、事業実績に寄与したこと。
- (4) センターの組織活動に積極的に参加、関わったこと。
- (5) 社会奉仕活動など地域に根差した活動に積極的に関わったこと。

付則

この要綱は、平成31年2月1日から施行する。